

岩手の生協の今をお伝えする

# 岩手の生協

VOL.22 2010.4

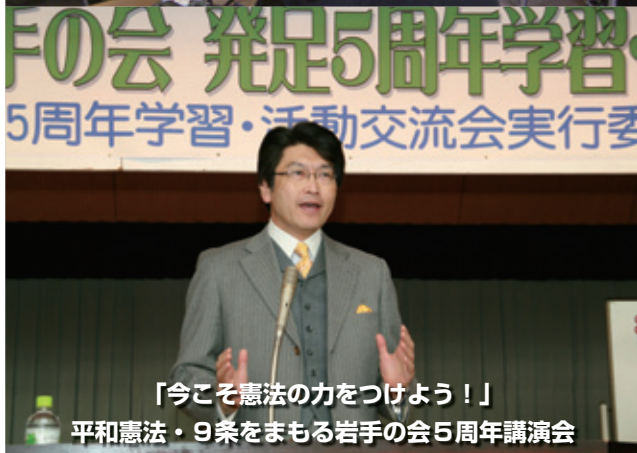
岩手県生活協同組合連合会

〒020-0180 岩手郡滝沢村土沢 220-3

☎019-684-2225 / ☎019-684-2227



今年度2回目の「協同組合講座」  
生協が地域の中で何ができるのか、考え合いました



「今こそ憲法のパワーをつけよう！」  
平和憲法・9条をまもる岩手の会5周年講演会



県連灯油委員会 今冬の灯油価格を決定

## 特集

いま、協同組合が果たすべき役割について考える  
～09年度第2回「協同組合講座」より

### ■岩手県生協連トピックス

- ・映画「いのちの山河」岩手県内ですでに2万人が鑑賞 ほか



今、市場経済万能主義が崩壊し、世界でも日本でも、くらしも経済もズタズタになってきています。こうした中で、生協も今までの延長線上ではなく、考えざるをえない状況になってきています。

この間、生協は組織や事業が大きく発展してきましたが、大きくとなると、どうしてもひとり一人の組合員のくらしや思いよりも、経営をどうするかや組織をどう維持していくかが重点になってしまいます。でも、生協の原点は、ひとり一人の組合員のくらしや思いをどう協同の力で実現していくかであつたはずで。

今日講演いただいた、生協しまねの「おたがいさま活動」は、小さな活動にみえますが、生協本来の本物の活動と言えらると思えます。生協しまねでは、「おたがいさま文化」＝「ひとり一人のくらしや思いへの共感」が、理事会を変えてきているとの報告でしたが、これからの生協は、組合員みんなの思いや必要から事業や活動を考え直していくことが重要だと思えます。

として、少しずつつながりができるようになってきました。

応援者になることが、**応援者の元気を生み出す**

私たちは、応援者と利用者で区分けをしますが、利用者も応援者になり得るということがあります。80代の応援者の方に出かけたときに、その方は元学校の先生で戦争の体験者でもあり、戦争のことを話してくださつた。これをだれかに伝えたいと、夏休みに組合員活動の一環として、子どもたちにも「戦争体験を語るつどい」をしてその方にいろいろな話をさせていただきました。子どもたち、そのお母さんたちも、経験を伝えてもらつて本当によかつたと、小さい組合員さんの集まりから声がかかるようになりました。

私たちは、生きる応援も大事ですが、生きがいを持って生きていく、毎日、だれかのために役立つ、そういう応援を大事にしていこうと改めて感じました。

**改めて地域の現状を観て、聞いて、知る**

生協しまねは高齢化が進んでいます。生協が何か役立っているだ

かに預けたいけれど、だれにも預かってもらえない」という話がされました。そういうときに、子育て中のお母さんたちが、「言ってくれたら私が預かってあげるのに」とか、介護中の方たちが、「私たちもたまには息抜きがしたいよね、これって罪？」という話とか、いろいろなお話が出ました。また、「そんなとき、私ができることがあつたら手伝つてあげるよ」という声もたくさん出ました。

**おたがいさま、は、その地域に住む組合員が自分たちで創っていく**

では、「この人とこの人をつなげる活動をしたら、みんなで助け合いができるのではないか。顔の見える関係をつくつていこう」と。生協の理事会から下ろすのではなくて、地域の組合員さんたちの声を聞きながら、おたがいさまをつくつていきました。

無料だとお願ひする人たちが気を使うので、出雲では時給600円、事務経費として2000円。時間外、土・日曜日は800円という形で応援がはじまりました。

松江である方から、「昔はそんなことは近所の助け合いでしたのに、お金で助け合いするなん

て」という意見が出ました。でも、いまは本当にそれができているでしょうか。私たちが若いお母さんに「手伝つてあげるよ」と言つても遠慮されます。こういうときに、有料であつても人に頼んでちよつと息抜きをするという体験をすることで、だんだん地域の中で助け合いができたらいいいじゃないかと。ということ、松江でも同じような条件で、おたがいさまが始まりました。

雲南は時間外の時給が700円です。そこで運営する組合員の意見からしくみがどんどん決まるので、地域で違いがあります。

「困つたこと」はその人自身が決めることなので、それを受け止めて、だれかが助けてあげると言つたらそれをつないでいくことを大事に運営しています。基本は、人と人です。その人がどうだつたらいいのかを大事にしています。

高齢化が進んでいますので、地域の中でも包括センターや、病院、介護施設、市役所の社会福祉協議会、看護センターなどから、こういう応援はできないかという連絡があります。そういうときに、私たちはおたがいさまの趣旨を説明し、一緒に地域のことを考えるメンバー

ろうか、と理事会でも出て、高齢者の方たちにアンケートをとりました。生協の商品でお気に入り商品は、暮らしの中で困っていることは、楽しいことは・・・というアンケートにたくさんのお返事があり、それを読んで、地域の暮らしづくり委員、理事が出かけて行って直接話を聞きました。そこで私たちが想像する以上に日々のいろいろな悩みが出てきて、こんなことがあったらいいねというイメージもわいてきました。

松江の街のど真ん中の高台に北台団地があります。入居するときには30〜40代で、今は60〜70代です。以前は団地の中に病院、お店がありました。その方たちの買物量が減ってきて店がなくなり、病院も団地の下においてしまいました。

この団地の自治会の中でも高齢者のことを考えていこうと、「いきいきライフ」というグループができて、いろいろな催しものをしていきます。私たちも、団地の人たちがどんなことで困っているのだろうか、私たちが寄り添ってどんなことが一緒にできるだろうか、と、いろいろなおしゃべり会をし、北台がどういう状態なのか、みんなが勉強しました。

自治会の中で、60歳になったら本当にこの家に住んでいられるだろうか、自治会長さんへの相談が出るようになったそうです。そのときに、60歳になったときが決断の時期だと。どうしてかと聞くと、60歳だと子どもものところに行ってもまだじゃまにならない、何かのお手伝いができる、もし子どもの世話になりたかったらそうしなさい。ここの団地で住むのだったら、それなりにみんなを助け合わなければいけないから、自分で判断しなさいと言う、とのことでした。そこで判断して子どものところへ行った方もいて、空き家もほんぽんとあります。

そういうことを聞いたときに、おたがいさまで何かできないか。生協が商品を届ければ楽になると思いましたが、それでOKということではない。理事会では「高齢者を考える」小委員会もありますので、商品の見直しをしたり、注文の仕方はどうなのかとか、高齢者と一緒に考えながら検討しています。

**組合員でない人もおたがいさま**  
おたがいさまで助けてほしいと言われたときに、これは組合

員同士の助け合いのシステムなので、組合員でない高齢者には「おたがいさま班」を作り出資だけをしていただいて、おたがいさまを利用してもらっています。「でも、私たちが地域を丸ごとサポートしようとするとき、組合員でないことが問題なのか」という話が運営委員会でも出ました。地域には組合員だけがいるわけではない。組合員でない方もだれでも助け合いができたらいねと、組合員の枠を外すことにしました。自治会ニュースにも、困ったらおたがいさまにお電話ください、と書いていただきました。

地域の中に包括センターや介護施設、保健婦さんや大学の先生で福祉ネットワークをつくることを提案し、おたがいさまを入れていただきました。そして、問題をみんなで考えたり、だれかがサポートできればいいかなと思っています。おたがいさまですべてができるわけではないので、できないところは地域のできるところに応援を求めていく横のつながりをつくっていくことがもっと大事だと、改めて学習しました。

**生協の役割は、地域の中のコー  
ディネイト**

「生協に入っていてよかった!」「ここに生協があってよかった!」この言葉は、組合員さんから総代会後の感想として出た声です。「高齢者のことも真剣に考えてくれる生協のメンバーでよかった」「私も何か一歩、社会参加をしたいのでおたがいさまに登録したいと思う」とか、「私も安心してこの地域で暮らせる」とか、そういううれしい言葉が返ってきました。

これは、地域の中に広がることも、組合員一人ひとりに広がる事も大事というのを、改めて感じるありがたい言葉だったと思っています。そして理事もおたがいさまに関わっていますので、生協しませのビジョン(※)をやっとみんなが実感するようになって、自分がやりたいことも分かってきました。そういう形で事業面でもいろいろ違ってきています。

### 生協しませのビジョン

「想いをかたちに、共に創る豊かなくらし」

- ①自分らしく生きる
- ②新しいくらしづくり
- ③共に生きる世界をひろげる
- ④ひとり一人の想いを

や願いをかたちに ⑤地域と共に  
(2001年策定)

地域の中の活動も、待つばかりではなくて出かけるというパターンで、自分たちもそれを聞いて実感しているという動きが出ています。

今まで私たちは、これができま  
すから一緒にしましょう、という  
ふうに訴えてきましたが、私たち  
にできないことはたくさんあるし、  
利用する人には、いろいろな応援  
をお願いされます。私たちにはで  
きないが、こういうことはできる、  
そういうネットワークをつくって  
いきたいと思っています。地域の  
中のコーディネイトに、生協の位  
置、生協の役割があるのではない  
かと実感しているところです。

## 講演2

### 相談から見える貧困の実態と 信用生協の取り組み

講師 岩手県消費者信用生協

専務理事 上田 正さん

### 自殺、多重債務には社会的な要因が

去年11月までの岩手県の自殺者

の数は470人に上っています。  
北東北3県は自殺率が高いと言わ  
れていて、秋田県は頑張つて減ら  
しているのですが、岩手県は増え  
ています。

全国では自殺者数が3万人を超  
え(11月段階)、11年連続になっ  
ています。1日に90人自殺してい  
る勘定です。一人の自殺者に対し  
て、自殺未遂者は10倍と言われま  
すから、いま日本の社会は、毎日、  
1,000人近くの方が自殺をし  
ようとしている社会になっている  
わけです。

日本の自殺者は人口10万人あた  
り23.7人で世界第8位(2007  
年度統計)。1位がリトアニアで、  
ベラルーシ、ロシア、スロベニア、  
ハンガリー、カザフスタン、ラト  
ビア、その次が日本。先進国の中  
では日本が自殺大国になってし  
まっています。

こういう事態に対して、「自殺  
対策基本法」がつけられました。  
自殺は個人の選択、個人の責任だ  
というのが従来の考え方だったの  
が、平成18年の国会で、超党派  
で、自殺の問題は個人的な要因で  
はないと。社会的な要因があるか  
ら国が取り組む必要がある、とい  
うことで法律がつけられたわけで

す。それ以降、国、地方自治体の  
責務が明らかになり、民間と一緒  
になって自殺防止対策に取り組ん  
でいます。

同じく平成18年12月には貸金業  
法の改正も行われました。これま  
では、借金をして返済に困った多  
重債務は個人の責任。借金した人  
が悪いから、行政なり国が支援す  
るのはあり得ないというのが支配  
的でした。しかし自己責任ではな  
い、社会的な問題があるという  
ことで、貸金業法の改正とあわせ  
て「多重債務問題改善プログラム」  
という、国を挙げて多重債務問題  
に取り組むことが法律として施行  
されました。

信用生協では、これまでは多重  
債務の相談が中心でしたが、ここ  
2、3年で、暮らしの相談、生活  
が成り立たなくなった方の相談が  
急激に増えてきました。

### 貧困率第4位の日本、生活が成り 立たずどこに相談したらいいか

貧困の問題は、実はなかなか目  
に見えない、実際に失業してホー  
ムレスにならないと表に出てこな  
い問題です。借金もそうです。プ  
ライバシーが一番気になるのが自  
分の収入で、人に相談しづらい。

だからなかなか目に見えてこない。  
日本の「相対的貧困率」(※)が  
15.7%と発表されました。

(※所得から税金などを差し引いた世帯  
の「可処分所得」を1人当たりになら  
し、高い順に並べた時の真ん中の人の  
所得を「中央値」と設定。「相対的貧困  
率」はその中央値の半分以下に満たな  
い人の割合。日本の貧困線は単身者で  
127万円)

OECDの統計によると、メキ  
シコが第1位で18.4%、次がト  
ルコ17.5%、米17.1%、第  
4位が日本です。

このほか、貯蓄なしの世帯が2  
割を超しているとか、生活保護  
世帯が100万世帯を超えてい  
て、増え続けていることが数字と





して明らかです。働いていても年収200万円以下、いわゆるワーキングプアと言われる方が、2006年から3年連続で1千万人を超している状況。問題は、非正規労働者が増え続けていることで、いまは働いている人の約4割が非正規雇用です。

今増え続けている、生活費の不足を補うために借入れをして、返済が大変になったという相談。平成11年には相談全体の21%でしたが、今は約4割。急激に増え続けています。年収も、全相談者の5割が200万円以下です。平成18年の貸金業法施行以降、サラ金からの借入れは減少しつつありますが、生活費の補填を理由として、日常家事債務（家賃の延滞、授業料の滞納、水光熱費の延滞など）の返済に困っての相談が増えています。

サラ金の規制強化が進んでいる中で、逆に、借入れができなくなつて、葬儀費用だとか、車検代が何とかならないかという相談。あとは、生活自体が成り立たないのでどうしたらいいか。どこに相談に行ったらいいか。

国としてもセーフティネットの拡充を図っていますが、実際、ど

ういう制度があつて、どこに行つて、だれが該当するか、という情報が縦割り行政の関係もあつてバラバラで、そういう点で「暮らしの総合窓口」が必要になつていると感じています。

地域の中で、それぞれの機関、団体がネットワークをつくつて、一人で閉じこもつて悩んでいる方を、地域のネットワーク全体で包み込んで生活再建まで支援する、そういう取り組みが大事であることが、最近の相談の中から明らかになつてきています。岩手県では相談のネットワークがこの間ずっとつくられてきていますが、信用生協がやっているものとしては、消費者救済資金貸付制度。県内全市町村の預託に基づいて、相談と貸し付けを行っています。また、各市町村での出張相談会等を含めた相談窓口、「お金の悩みホットライン」も開設しています。こういう形で、相談態勢の強化を図っています。

### 多重債務に陥る要因には、 精神的な問題も

多重債務問題は自己責任の問題ではなくて社会的な要因の問題がある、という話をしましたが、多

重債務に陥る要因はいろいろなケースがあり、経済的な問題のほかに、精神的な問題として、夫婦関係、家族関係等々の問題も背景にあると指摘されています。

その一番に、アルコール依存症とギャンブル依存症の問題があります。生活再建支援事業の中でギャンブル依存症のグループカウンセリングをやっていますが、パチンコ、競馬が好きだからやるのだらう、と思つている方が多いでしょうが、ギャンブル依存症は何かから逃れるためにパチンコなり競馬にのめり込むというこゝとです。これは注射をしても、薬でも治らない。なぜ自分がギャンブルにのめり込んでしまったのかについて、自分で気づかないと治せない。しかし、簡単には分からないのです。このグループカウンセリングというのは、悩んでいる方々が毎週（いまは月2回）、集まつて他の人のお話を聞く中で、自分で気づいていくという支援事業を、県の生活再建支援事業としてやっています。

また、盛岡市の生活再建支援事業として、家計が成り立たないという方への家計簿診断、あるいは家族の今後のライフプランを含めて、

どういう生活設計をしていったらいいか、家族関係で問題がある場合は、何が問題なのかという相談や、経済的に大変だということであれば福祉事務所まで一緒に行き、生活保護の手続きまで一緒にやる、そういう事業を行っています。

行政からの業務委託等を通して相談員の増員、あとは相談の中身、相談時間を含めて、いま大変な方、行き場所をなくしてどうしたらいいかという方々への相談事業を強化しています。

### 法改正で借られなくなった人 に、生協制度で対応

いま日本の国民は、貸金業者からどのくらい借金をしているか。財布の中に貸金業者のカードを1枚持っている人が全国に695万8千人。5枚以上あるという人は約80万人。全国で1,376万人が、銀行ではなくて貸金業者を利用しています。うち延滞情報の登録がある人、つまり3カ月連続して支払いが遅れた方は300万人です。この300万人は、信用情報機関に登録されていますので、今後5年間、銀行等からの借入れは一切できなくなります。

今年の6月から、年収の3分の1以上の借り入れは禁止されます。それを「総量規制」と言っています。1,300万人のうちの半分、5,600万人は総量規制に該当すると言われています。

過剰な貸し付けを禁止し、年収の3分の1以上の貸し付けはさせないという制度設計が行われたわけですが、その中で借りられない方がたくさん出てきます。それをどうするか。

社会福祉協議会の貸付制度が相対、拡充強化されていますが、ただこれには所得要件があり、いわゆる収入の少ない方が該当する制度です。そうすると、すでに全国で300万人以上が、いわゆる信用情報上、ブラックリストに掲載されてしまつて、今後5年間どこからも借り入れできないとか、社会福祉協議会の貸付制度に該当しない方の緊急の生活支援をどうするか、資金的な面での手当をどうするか。そういう方々に、生協制度を使った、相談と一体となった貸付事業を行うこと、これがいま信用生協が貸付事業の中で果たす役割です。社会福祉協議会、生活保護の福祉事務所、ハローワークとの連携の中で、そういう方々の

資金的な需要にも対応する、ヤミ金融の被害防止にもつなげていく、という役割を果たしていきます。

経済的理由による自殺を防ぐ目的で「お金の悩みホットライン」を始め、いま月に100件ぐらいの電話相談があります。

自殺する方は救いの手を伸ばしていると言われます。自殺を考えている人は、心の中でだれかに助けてもらいたいというSOSを必ず発しています。これまでの300件近くの相談のうちの8割は、生活をどうしたらいいか、というものです。

一方で、岩手県内での公的な貸付制度が、170ぐらいあります。使い道も教育資金、葬儀の費用、生活保護を受けるまでのつなぎの資金などいろいろあるのです。しかし、それを知っている人がいないのです。ですから信用生協ではこれら制度のデータベースをつくって、その方の収入だとか、資金の使途に応じて貸付制度、それに該当するかどうか、必要な書類なども含めて案内ができるような取り組みを始めています。

生協だけでは解消できない。地域の中のネットワーク力が求められている

私たちは、相談者、組合員の生活の改善、向上が目的であつて、貸し付けはあくまで手段に過ぎません。貸し付け自体も、相談と一体となった貸し付けを行うということが、生協の貸付事業の大きな特質と考えていますし、この制度を全国にも広げていきたいと考えています。社会的弱者の金融的排除の解消に貢献していきたい、地域のみならずお金を出し合つて、困っている方々が、可能なかぎり低い金利で利用できる制度として、生協の貸付事業をつくつていきたいと思つています。

暮らしの困難の解消は、生協だけでは絶対できないことが明らかになっていきます。従来、多重債務問題は弁護士会と信用生協でネットワークをつくつて、大体それで解決できたのですが、いまは社会福祉協議会やハローワーク、生協と、この辺の連携がないとできません。

地域の困難は、地域のいろいろな人たちが連携して、地域の中で困っている人に寄り添つて再建まで見守るといふネットワーク力が

非常に求められているのではないかと考えます。特に多重債務問題、お金の問題、暮らしの問題、DV（配偶者間暴力）、ギャンブル依存症、アルコール依存症、これらはなかなか相談しづらいテーマですし、どこに行つたらいいか分からなくて、一人で悩んで閉じこもつているという人が、いま増えてきています。そういう方々に、気軽に安心できる親身な相談の窓口、そして必要な資金の貸し付けもできる事業に取り組んでいければ、というふうに考えています。

（講演1・2とも、文責…生協連事務局）



■映画「いのちの山河」岩手県内ですでに2万人が鑑賞

50年前、岩手・沢内村（現西和賀町）の「生命行政」を推進した深澤晟雄村長と村民を描いた映画「いのちの山河」。岩手県では昨年10月の試写会以降、これまでに14市町村で上映会が開催され、およそ2万人が鑑賞しました。再上映の要望も多く寄せられ、盛岡市・宮古市ではアンコール上映会にも取り組みました（花巻市でも6月実施）。

「製作・上映運動を成功させる岩手の会」では、6月をめどに全市（13市）での上映会ができるよう取り組みをすすめていきます。

「いのちの山河」これからの上映会

4月11日（日）

紫波町 サンビレッジ・紫波

① 10:00 ② 14:00

5月8日（土）

釜石市 釜石市民文化会館

① 10:00 ② 14:00 ③ 18:30

5月9日（日）

遠野市 遠野市民センター

① 10:00 ② 14:00 ③ 18:00

6月5日（土）花巻市

① 13:30 大迫交流活性化センター

② 18:30 花巻・なはんプラザ

■9条をまもる岩手の会 発足5周年 学習・活動交流会に200人

1月16日（土）、「平和憲法・9条をまもる岩手の会」発足5周年学習・活動交流会が開催され、県内の「9条をまもる」や市民団体・労働組合等から約200人が参加しました。

午前中の記念講演では、学生時代に弁護士資格を取り、弁護士をやるかたわら伊藤塾塾長として後進の指導にあたり、また、その憲法に対する熱い思いを執筆するなど、日本国憲法の理念を伝える伝道師として活躍している伊藤真さんを講師に迎え、「今こそ憲法の力をつけよう！」と題して講演いただきました。

講演では、憲法の根底には徹底した人間性の尊重が掲げられていて、それは物や道具のように役に立つから価値があるのではなく、そこに居るだけで価値が有り、どんな凶悪犯にでも有るかけがえのないものだ」と強調。一人ひとりの思想・信条・政党の自由を認めながらも一つだけは譲れないものがある」と言い、それは「いかなる戦争もしてはならない」という事である、と熱く訴えました。



しめくくり、「憲法を知った人は、よく知らない周りの人に教え広げる義務がある。少なくとも今日の私の講演を聞いた方は憲法を知ってしまったはず。憲法を話題にして、立憲（立憲民主）主義の考え方を周りや次の世代に伝えてほしい」と話されました。

午後の活動交流会では、県内各地域の「9条をまもる会」が日頃の活動を交流。それぞれ知恵や趣味を生かした活動や、講演会、映画上映会を地域に広く呼びかけ取り組んでいること、戦争体験を集め発行していることなどを報告し合いました。参加した盛岡大、岩手大の生協学生委員会からも「みんなに考えてもらうためにアクションを起こしていきたい」と発言がありました。

■県連灯油委員会

1リットル1円の還元を決定

3月18日、第4回県連灯油委員会が開催され、冬季灯油最終価格について協議しました。今冬は原油が高騰基調の中、生協灯油への結集と仲間づくりを強め、新たな灯油利用者はいわて生協、県学校生協で5千人と計画を超える拡大となり、寒波などの影響もあつて前年より利用量は増加しました。しかし、仕入れ価格値上がりの影響が大きく、生協の灯油事業の経常剰余金は予算を下回りましたが、組合員のくらしも厳しいことを考慮し、11月度〜3月度の配達分について1リットル1円の還元を行うことを決定しました。

これにより、生協灯油（定期巡回）は10月度の決定価格も含め冬季期間中を通じて、県内平均を下回る価格を実現できました。

●定期巡回（配達税込価格）

1リットル75円、18リットル1缶1,350円

還元総額（概算）は2,900万円、県平均価格に比べ、生協灯油利用組合員への家計貢献はおよそ8,800万円になりました。